

中小企業まるっとサポート事業費補助金（稼ぐ力向上支援事業・共同枠） 補助対象経費 早見表

主な対象経費【○】	主な対象外経費【×】
<p>●設備等導入費（補助対象経費合計額の8割以上必須）</p> <p>1. 専ら補助事業のために使用される機械装置等の購入に要する経費</p> <p>※パソコンやタブレット端末、スマートフォンなどの汎用性が高い機械装置については、原則として補助対象とはなりません。当該機械装置の導入がシステム導入とあわせて必須となる場合、かつ以下の条件を全て満たす場合に限り、補助対象となります。</p> <p>(1) 単価 10 万円未満（税抜き）であること</p> <p>(2) 必要最小限となる台数分であること</p> <p>(3) 事業計画書（別記様式第 1 号）に購入が必須となる理由と台数の根拠（使用者や使用用途等）を具体的に記載していること</p> <p>【汎用性が高い機械装置の考え方（パソコン、タブレット端末等）】</p> <p>○対象となる場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・タブレット端末がないと使用することができないレジシステムを導入する際のタブレット端末等の購入費 ・構築した生産管理システムを稼働させるために必要な管理用パソコンの購入費 <p>×対象とならない場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・テレワークのために必要となるパソコンやタブレット端末等の購入費 <p>【単価 10 万円未満（税抜き）の考え方（パソコン、タブレット端末等）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本体、ディスプレイ、キーボード、マウスに分かれているデスクトップ型パソコンの場合は、本体と本体以外（ディスプレイ、キーボード、マウス）を切り離して積算して、それぞれ単価 10 万円未満（税抜き）であれば補助対象となります。ただし、それぞれの内訳が出せない場合は、総額で 10 万円未満（税抜き）である必要があります <p>2. 専ら補助事業のために使用する専用ソフトウェアや情報システムの構築に要する経費</p> <p>3. 専ら補助事業のために使用される市販ソフトウェアの購入又は利用（サブスクリプション型、クラウドサービス利用型の場合）に要する経費（年払や月</p>	<p>●設備等導入費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備等導入費が補助対象経費合計額の8割以上とならないもの ・パソコン、タブレット端末、スマートフォン、複合機等の導入費（但し左枠内の例外的に要件を満たす場合のみ補助対象） ・OA ソフトウェア（Word、Excel、Access などのオフィスソフト） ・UTM やウイルス対策ソフト等、サイバーセキュリティの強化を目的とした経費 <p>●専門家派遣費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「県職員の旅費に関する条例」の基準を上回る旅費 ・土産代や接待の費用 ・ガソリン代、駐車場代、レンタカー代、タクシー代、高速道路通行料、グリーン車やビジネスクラス等の付加料金分 <p>●委託・外注費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自社で業として行っている業務を第三者に委託・外注している場合（ウェブサイトの作成を業として行っている者が、自社のウェブサイト構築を第三者に委託している場合等） <p>●広告宣伝費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施期間中に使用または実施されないもの ・販売用商品を試供品や販促品として使用する場合 ・土産代や接待の費用 <p>●使用料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・タクシー代、高速道路通行料 <p>●出展料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・飲食費を含んだ商談会等への参加費 ・展示会・商談会等へ自ら展示品等を輸送するための経費（ガソリン代、レンタカー代、駐車場代、高速道路通行料等）

<p>私の利用料を含む) ※但し、利用料の場合、補助事業実施期間内の利用料のみ対象で、超える場合は、按分等の方法（日割計算等）により算出された補助事業実施期間分の経費が補助対象</p> <p>■サブスクリプション型：一定期間利用料を支払うことでサービスを利用する仕組み ■クラウドサービス利用型：ネットワーク経由でサービスを利用する仕組み</p> <p>4. 上記のための設置・設定等に要する経費</p>	<p>●共通</p> <ul style="list-style-type: none"> ○補助事業の目的に合致しないもの。本事業の目的との関連性がない又は関連性が著しく少ない経費 ○同じテーマ・事業計画で、他の補助金の支援を受けているもの ○必要な経理書類（見積書・請求書・領収書等）を用意できないもの ○自社で使用せず、第三者に使用させるため導入する機器 ○補助金額が50万円未満の取組 ○不動産の取得、土地の造成に要する経費 ○山形県外で行う取組 ○交付決定前に発注・契約、購入、支払い(前払い含む)等を実施したもの ○補助事業期間内に発注・契約、納品・完了・検収、支払等、事業に必要な手続きが全て完了していないもの ○補助事業期間内に支払が完了していないもの（分割払、クレジットカード決済、リボリング支払等の場合、金融機関等から引き落としが補助事業期間内に完了していることが必要。） ○商品券・金券・切手・レターパックの購入、仮想通貨・クーポン・(クレジットカード会社等から付与された)ポイント・金券・商品券(プレミアム付き商品券を含む)での支払、自社振出・他社振出にかかわらず小切手・手形での支払、相殺による決済、現金での支払い、代金引換による支払い ○その他 <ul style="list-style-type: none"> ・汎用性があり、目的外使用になり得るもの ・発電機、充電器、蓄電池、無停電電源装置 ・文房具など事務用品、紙皿等の消耗品、机、椅子、書類棚等の什器類 ・交通費、宿泊費、自動車等の燃料費 ・自社製品 ・中古物品(未使用品、新古品、リユース品を含む) ・用途、単価、数量、規模、調達先等の確認が不可能なもの ・保険料、保守料、延長保証等 ・振込手数料、代引手数料、決済手数料、ポイント原資等 ・現金として利用可能なポイントがクレジット会社等から付与された場合、当該ポイント還元額見合い分 ・予約キャンセル、休業に対する補てん
<p>●専門家派遣費</p> <p>1. 外部専門家を招へいするために必要となる報酬 ※セミナーの講師等への謝金や報酬が対象となります。コンサルティング等に係る経費は「委託・外注費」に計上してください。</p> <p>2. 外部専門家を招へいする際に要する当該専門家の旅費 ※原則として、「県職員の旅費に関する条例」の基準の範囲内とする</p>	
<p>●委託・外注費</p> <p>1. 自ら実行することが困難で、事業実施に必要な業務の一部を第三者に委託・外注するために支払う経費 ※ホームページやECサイトの作成に要する経費を含む</p>	
<p>●広告宣伝費</p> <p>1. パンフレット・ポスター・チラシ・カタログ等の作成に要する経費 ※補助事業実施期間中に使用する分に限る。</p> <p>2. 新聞等の広報媒体を活用するために要する経費 ※補助事業実施期間中に実施する分に限る</p> <p>3. 試供品・販促品の作成に要する経費 ※補助事業実施期間中に使用する分に限る ※販売用商品を試供品や販促品として使用する場合は、補助対象外</p>	
<p>●使用料</p> <p>1. ソフト事業を実施するために必要となる会場や機材の使用料 ※当該使用料に係る契約期間が補助事業実施期間を超える場合は、按分等の方法（日割計算等）により算出された補助事業実施期間分の経費が補助対象</p>	
<p>●出展料</p> <p>1. 展示会・商談会等への出展料、参加費</p> <p>2. 展示会・商談会等の会場の装飾費</p> <p>3. 展示会・商談会等への展示品等の輸送費</p>	

●その他
知事が特に認める経費

- ・ 自宅等、事業と関係のない施設の改装費、設備や備品の購入費、自己所有物の修繕
- ・ 商品在庫や消耗品、既存設備の廃棄・処分費
- ・ 事務所の家賃、保証金、敷金、仲介手数料、光熱水費
- ・ 交付申請時点で補助事業の実施場所（工場や店舗等）を有していないもの
- ・ 消費税及び地方消費税相当分
- ・ 公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費
- ・ その他知事が不相当と認めるもの

中小企業まるっとサポート事業費補助金（稼ぐ力向上支援事業・共同枠） 補助対象経費 取組例

補助対象となる取組例【○】	補助対象とならない取組例【×】
<p>●収益力の向上に資する設備投資を行い、かつ、当該設備投資により導入した設備等を活用して共通の課題を解決するために共同で行う取組(ソフト事業)を併せて実施する場合</p> <p>例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 将来の経営統合を見据えて各事業者が統一した経理システムを導入するとともに、経営統合を進めるために専門家を招へいし必要な手続きについての指導を受ける ・ トラックの稼働率を上げるために、運送事業者が共同でトラックの空きスペース情報共有化システムを構築し、営業活動とドライバーの働き方改革を共同で進める連絡会議を立上げ ・ 共同で受発注システムを構築し、各事業者の受発注業務の標準化・効率化を図るとともに、当該システムで販売する商品のカタログを作成 ・ 製造業において、各事業者で取組が遅れているDXの推進に資する設備を導入するとともに、DXの推進に必要な人材育成のための定期的な研修を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●設備投資とソフト事業の両方を実施していないもの ※公募要領「1 補助対象者」の②に該当する場合は、すべての構成員が設備投資とソフト事業の両方を実施する必要があります。 ●ソフト事業が、設備投資により導入した設備等と関連がない又は著しく関連性が低いもの ●サイバーセキュリティ対策に必要となる機器等の導入